

定期検査、定期確認の履行期限について

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震については、「平成 23 年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成 23 年 3 月 13 日政令第 19 号）」により、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成 8 年 6 月 14 日法律第 85 号）第 2 条第 1 項の特定非常災害として指定されました。

これに伴い、東北地方太平洋沖地震発生日（平成 23 年 3 月 11 日）以降に履行期限が到来する定期検査、定期確認であって、特定非常災害により当該履行期限までに履行されなかったものについては、平成 23 年 6 月 30 日を期限として不履行に係る行政上及び刑事上の責任が問われない免責に関する措置が講じられることとなりました。

ご不明な点がございましたら、以下の窓口までお問い合わせ下さい。

<お問い合わせ窓口>

放射線安全事業部 安全業務部 検査・確認グループ

電話 03-3814-7301、 e-mail hoan@nustec.or.jp